

○真岡市耐震アドバイザー派遣実施要綱

平成21年3月31日

告示第134号

改正 平成30年3月29日告示第61号

(目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震改修を促進するため技術的助言を行う耐震アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アドバイザー 栃木県耐震改修アドバイザー認定要綱（平成19年栃木県制定。以下「認定要綱」という。）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 対象建築物 昭和56年5月31日以前の耐震基準により建築された木造二階建て以下の一戸建て住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用途に供しているものを含む。）で、市長が第4条に規定する技術的助言が必要と認める建築物をいう。

(派遣先)

第3条 市長は、対象建築物の所有者の申請を受け、アドバイザーを対象建築物の所在地等へ派遣するものとする。

(業務)

第4条 アドバイザーは、耐震診断及び耐震改修に関する技術的

助言を行うものとする。

(申請)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する者（以下「申請者」という。）は、耐震アドバイザー派遣申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

(アドバイザーの推薦)

第6条 市長は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、耐震アドバイザー人選依頼書（様式第2号）により社団法人栃木県建築士会長（以下「会長」という。）にアドバイザーの人選を依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼された会長は、アドバイザーを人選し、耐震アドバイザー推薦書（様式第3号）により市長に回答するものとする。

(派遣の決定等)

第7条 市長は、アドバイザーの派遣を決定したときは、耐震アドバイザー派遣決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

2 アドバイザーを派遣しないことを決定したときは、耐震アドバイザーを派遣しない旨の通知書（様式第5号）により申請者に通知しなければならない。

(職員の立会い)

第8条 市長は、アドバイザーが第4条の規定に基づく業務を実施する場に、職員を立ち合わせることができる。

(結果の報告)

第9条 アドバイザーは、第4条の業務が完了した日から30日以内、かつ、第7条第1項の派遣決定年度の3月10日（ただし、請求期限日が真岡市の休日を定める条例（平成元年条例第2号）に定める市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とする。）までに、耐震アドバイス実施結果報告書（様式第6号）により、申請者及び市長に報告しなければならない。

2 第4条に基づく助言等を受けた申請者は、耐震アドバイザー派遣受入れ結果報告書（様式第7号）により市長に報告しなければならない。

（報酬）

第10条 アドバイザーの報酬は、派遣先1件につき2,500円とする。ただし、アドバイザーが公務員である場合は支給しない。

（報酬支払い）

第11条 市長は、第9条第2項に基づく報告内容が適正であると認めたときは、当該アドバイザーに対し、前条に規定する額の報酬を支払うものとする。

（報酬の不払い）

第12条 市長は、第4条に基づく業務又は第9条第2項に基づく報告が不適切であると認めたときは、第10条に規定する報酬を支払わないことができる。

2 前項の理由が、認定要綱第12条第1項第3号に該当する場合は、市長はその旨を知事に報告しなければならない。

3 第1項に基づき報酬を支払わない場合は、市長は報酬を支払

わない旨の通知書（様式第8号）によりアドバイザーに通知しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

改正文（平成30年告示第61号）抄